

# 第1章 江戸川区景観計画のねらい

## 第1節 策定の背景と目的

### 1 背景

本区は、水と緑豊かな自然・環境の中に、多様な歴史・文化が刻まれ、多様な人々の暮らしが営まれてきました。これらの多様性、日常の風景そのものが江戸川区の特徴「江戸川らしさ」と考えます。景観まちづくりにおいても、この多様性を尊重し「江戸川らしさ」を伸ばしていくことが重要です。

#### (1) 自然・環境…海、川、緑、農地

海と7つの一級河川に囲まれた水と緑豊かな江戸川区。かつて、水上交通や農業用水に利用された420kmに及ぶ水路は、親水公園や緑道に生まれ変わりました。

また、小松菜や花卉産業なども盛んで農地も多く残されています。公園面積は23区一を誇っており、篠崎公園や葛西臨海公園などの大規模公園、多くの街区公園などが整備されています。



一之江境川親水公園

#### (2) 歴史・文化…下町、住宅地、農業、商工業

本区にはかつて、のどかな農村風景や漁村風景が広がっていました。近年、急激な都市化により、戸建住宅の開発、マンション建設などが進みました。

一方で、今も残る下町の雰囲気、昔から続く農業、伝統工芸、工業や商業など様々な産業が営まれています。



伝統工芸である江戸風鈴

#### (3) 暮らし…地域活動、ボランティア

年間を通じて、様々な地域で催しやイベントが行われています。

また、区内全域でボランティア活動が活発に展開され、その多様な営みがまちの風景となっています。区民の生き生きとした暮らしそのものが江戸川区の特徴です。



小岩フラワーロードのボランティア活動

### 2 景観法と景観計画

景観法第2条の基本理念では、良好な景観とは

- ① 美しく風格のある国土・潤いある豊かな生活環境に不可欠
- ② 地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成
- ③ 地域住民の意向を踏まえ、地域の個性及び特色の伸長に資する
- ④ 地方公共団体、事業者及び住民による一体的な取組
- ⑤ 現にある良好な景観の保存だけでなく、新たに良好な景観を創出すると規定されています。

本区の景観計画は、この基本理念に則り、良好な景観形成を目指します。

本区の特徴は「水と緑豊かな自然環境」です。そして、コミュニティ豊かな「共育・協働・安心のまち」です。景観計画のねらいは、区民・事業者・区が一体となって、良好な景観を更に高め「まちを元気にする」ことです。

### 3 目的

「自然・環境」「歴史・文化」「暮らし」の積み重ねにより育まれてきた「江戸川らしさ」を更に伸ばし、「まちを元気にしていこう」ということが本計画の目的です。

そして、その達成には区民・事業者・行政の協働が不可欠です。策定体制も、最大限、区民の皆様に計画策定の段階から参画頂きたいとの願いを込めたものです。

本計画では、江戸川区都市計画マスタープランにおける7地域の区分を踏まえ、「大景観区」においても7地域単位で地域特性やテーマを示しています。この地域特性やテーマを踏まえ、景観法に基づく取組「区の顔となる景観まちづくり」、区民主体の活動による取組「小景観区」を体系の2本の柱にすえ、総合的な景観づくりを進めます。

こうした取組により「江戸川らしさ」が創造・再生・育成され「わがまちに誇りの持てる景観」「将来に夢の持てる計画」として区民誰もが共有できる良好な景観づくりを目指します。



景観まちづくりワークショップ  
による江戸川らしさの発見

#### (1) 区の顔となる景観まちづくり～景観法に基づく届出・協議制度～

本区には、大景観区ごとに、又は大景観区をつなぐように「江戸川らしさ」を感じる地域があります。その中でも本区を訪れた人々が最初に目にする空間、区の顔となる「河川や海、親水公園・緑道や公園、駅や道、農地」を景観軸・景観拠点と位置付けました。

「江戸川らしさ」を象徴するともいえるこれらの軸・拠点は、区民・事業者・区の協働により、重点的に魅力ある景観形成を進めていきます。公共施設については、区が主体となって、景観整備を進めます。

また、だれもが景観を阻害していると思う要因を無くしていくことが必要です。

そのため、本区の景観計画により江戸川区全域の景観誘導を図ることに加え、軸・拠点周辺の土地利用は、届出・協議制度を活用し、建物等の形態・意匠や色彩に関する誘導を行うことで、公共空間と一体となった景観形成を進め、「江戸川らしさ」を象徴する景観を守り育てていきます。



本区の原風景といえる  
農の風景

#### (2) 小景観区～区民主体の活動による景観まちづくり～

本区には、大景観区ごとに様々な「江戸川らしさ」があります。

その「江戸川らしさ」を創造・再生・育成する活動を「小景観区」と命名し、個々の活動を通じて、地域の持つ「江戸川らしさ」を更に高める取組を進めていきます。

小景観区では、日々の身近な活動から、まちづくりにおけるルールづくりまで、地域の区民が主役となって、それぞれの「江戸川らしさ」を追求します。区では、より多くの区民が参加しやすく、更に活動が活発になるよう、小景観区のまちづくりを支える仕組みをつくっていきます。こうした小景観区の活動が区内全域に広がり、その地域の「江戸川らしさ」が更に伸ばされ、まちがこれまで以上に元気になっていきます。



江戸川区役所前における  
ウエルカムガーデナー活動

## 第2節 計画の位置づけ

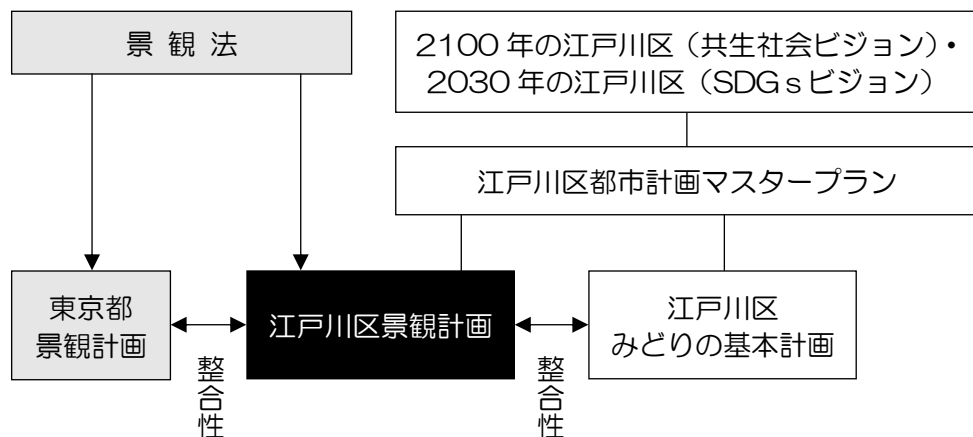
### 1 計画の位置づけ

「江戸川区景観計画」は、江戸川区独自の取組を紹介する章(第1章から第4章まで、及び第6章)と景観法に基づく取組を紹介する章(第5章)から成り立っています。それらの総合的取組を通して「江戸川らしさ」をさらに魅力あるものにしていきます。

本計画は、「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」、「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」に基づく「江戸川区都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「江戸川区みどりの基本計画」との整合性を図っています。

さらに、景観法に基づく「東京都景観計画」との整合性も図り、本区的良好な景観形成への取組の方向性や施策を示した総合的な計画です。

図1-1 景観計画の位置づけ



景観まちづくりの方針図  
 (江戸川区都市計画マスタープラン)



水と緑のネットワーク方針図  
 (江戸川区みどりの基本計画)



図1-2 景観計画の位置づけと枠組み



## 2 計画の期間と見直し

本計画は、10年を目途に見直しを行います。土地利用の推移や社会状況、区民ニーズの変化を踏まえるとともに、本計画の運用状況を検証したうえで、関連する計画との整合性を図ります。

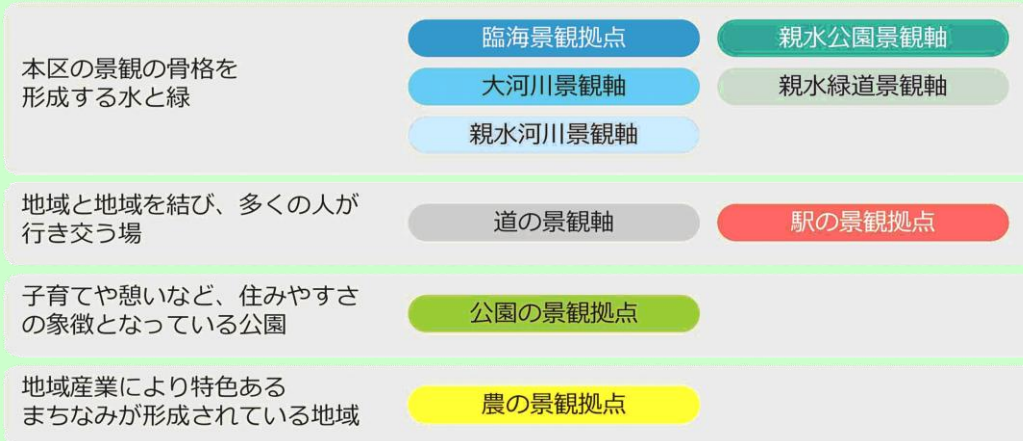
## 3 景観計画区域

本計画は、江戸川区全域を対象範囲とします。

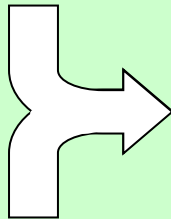
## 景観計画区域（江戸川区全域）

- 「江戸川らしさ」を実現するための景観形成に関する基本的な方針を定めます。
- 本区の景観計画により景観計画区域（江戸川区全域）における景観誘導を図ることに加え、多くの区民が「江戸川らしさ」を感じる地域、本区を象徴する地域や玄関口となる地域など、区の顔となる地域を景観軸及び景観拠点に指定し、一定規模以上の建築行為などについて、届出協議制度により、良好な景観形成を図ります。

～「江戸川らしさ」と景観軸・景観拠点の関係～



地域の景観まちづくりへの高まり



### 小景観区のまちづくり

区民主体による「江戸川らしさ」の創造・再生・育成

- 景観まちづくり団体の登録
- 景観まちづくり勉強会
- 景観まちづくりルール作成



### 景観地区

- 積極的に良好な景観の形成又は保全を図る地区として、景観計画区域内の小景観区のまちづくり活動等を通じて、地域住民の合意のもと指定します。
- 景観地区内では、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などが定められ、形態・意匠については区長の認定が必要となります。
- 江戸川区では、4地区が指定されています。

（令和5年4月現在）



景観地区（一之江境川親水公園沿線）